

令和7年度

「年間監査計画」

「監査実施計画」

泉大津市監査委員

目 次

令和 7 年度 泉大津市年間監査計画	3
第 1 目的	3
第 2 基本方針	3
第 3 監査等の種類及び実施方針	3
1 監査	3
2 検査	4
3 決算審査	4
4 基金運用状況審査	4
5 健全化判断比率審査	4
6 資金不足比率審査	4
7 その他必要性及び請求、要求に基づいて行う監査	5
第 4 監査等の結果	5
1 監査	5
2 検査	6
3 審査	6
令和 7 年度 泉大津市監査実施計画	7
第 1 監査	7
1 定期監査	7
第 2 検査	7
1 例月現金出納検査	7
第 3 決算審査	8
1 一般会計、特別会計決算審査	8
2 公営企業会計決算審査	8
第 4 基金運用状況審査	9
第 5 健全化判断比率審査	9
第 6 資金不足比率審査	10
別表 1 月別実施計画	11

令和 7 年度泉大津市年間監査計画

第 1 目的

本計画は、地方自治法及び泉大津市監査委員に関する条例、泉大津市監査委員に関する規程、泉大津市監査基準に基づいて監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施に関しての必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 基本方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立の執行機関として住民の負託を受け、公正で効率的な行政運営を確保するため監査等を実施する。

監査等を行うにあたっては、常に公正不偏の態度を保持し、法令に定められた権限に基づき違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置き、市の行政の適法性、効率性及び妥当性の確保を目指すものとする。

以上を踏まえ、監査等は、市の事務執行等に関するリスクの内容及び程度並びに内部統制の状況を勘案し、次の基本方針に基づき実施する。

1 市民視点の監査

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという適法性の観点はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性、有効性の観点を重視して、市民の視点に立った監査を実施する。

2 効果的・効率的な監査

重点監査項目を設定する等、効果的、効率的に監査を実施するとともに、不正や不当を看過することのないよう、正確で綿密な監査を実施する。

3 行政改革に寄与する監査

監査の結果で指摘した事項が指摘の趣旨に沿って是正・改善されたかを確認するなどフォローアップ監査を実施し、改善・改革を促進する。

4 市民に開かれた監査

監査結果等の監査情報を利用者の視点に立って分かりやすく提供することにより、透明性の高い開かれた監査を推進する。

第 3 監査等の種類及び実施方針

1 監査

(1) 定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

市の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理が、適正及

び合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

また、前年度定期監査における指摘事項等について、その後の改善状況等を確認するための監査を実施する。

2 検査

(1) 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

会計管理者及び公営企業管理者の保管する現金（歳計現金、歳計外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む）の残高及び出納関係諸表等の係数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として、毎月 1 回検査を実施する。

3 決算審査

市長から審査に付された一般会計、特別会計、公営企業会計歳入歳出決算書及び附属書類をもとに決算内容を審査し、市長に対して意見書を提出する。

(1) 一般会計、特別会計決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項）

歳入歳出決算書その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施する。

(2) 公営企業会計決算審査（地方公営企業法第 30 条第 2 項）

決算書その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、経営成績及び経営状態について審査する。また、経営の基本原則に基づいて、事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

4 基金運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

基金の運用状況を示す書類の計数が正確なものになっているかを確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として実施する。

5 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の 4 つの健全化判断比率が法令等に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施する。

6 資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された公営企業の資金不足比率が法令等に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施する。

7 その他必要性及び請求、要求に基づいて行う監査

監査の実施事由に応じて、その都度決定する。

(1) 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

監査委員が必要であると認めるときに、特定のテーマを選定し、市の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、また法令等の規定に従って適正に行われているかを主眼として実施する。

(2) 随時監査（地方自治法第 199 条第 5 項）

監査委員が必要であると認めるときに、市の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について監査を実施する。

(3) 議会の請求に基づく監査（地方自治法第 98 条第 2 項）

議会からの請求があったとき、その請求にかかる事務について監査を実施する。

(4) 市長の要求に基づく監査（地方自治法第 199 条第 6 項）

市長からの要求があったとき、その要求にかかる事務の執行について監査を実施する。

(5) 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第 242 条）

住民から、市長などの執行機関又はその職員について、違法又は不当な公金の支出等の行為や事実が認められるときに監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずることを請求された場合に実施する。

(6) その他の監査

その他法令に基づく監査については、必要があると認めるとき、または請求等があったとき適時に実施する。

第4 監査等の結果

1 監査

(1) 監査結果の提出

監査が終了したときは、速やかに監査の結果に関する報告内容を決定するとともに、議会及び市長並びに関係のある行政委員会へ提出する。

(2) 監査結果の公表

監査結果の公表は、泉大津市ホームページへの掲載により公表する。
なお、監査結果報告書は、庁内情報公開コーナーで内容を閲覧できる。

(3) 措置状況

監査結果に基づき、改善、是正の措置を講じたときは、改善措置の報告を求める。

(4) 措置の公表

監査結果に基づき講じた措置について市長等から通知があったときは、速やかに公表する。

2 検査

例月現金出納検査の結果に関する報告については、議会及び市長に提出する。

3 審査

- (1) 一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算並びに基金の運用状況を審査した結果については、意見を付して市長に提出する。
- (2) 財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果については、意見を付して市長に提出する。

令和 7 年度泉大津市監査実施計画

第 1 監査

1 定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

(1) 監査方法

令和 7 年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係書類の提出を求め書類審査及びヒアリングにより監査を実施する。

(2) 対象部署

全部局全課及び所管施設、学校園

(3) 実施時期

令和 7 年 10 月上旬～令和 8 年 2 月上旬

(4) 重点項目

- ① 予算の執行状況
- ② 業務委託・賃貸借契約等の状況
- ③ 工事等の契約、施工及び検査の状況
- ④ 補助金・負担金の交付事務及び実績報告の状況
- ⑤ 施設の指定管理状況
- ⑥ 職員配置及び事務分担の状況
- ⑦ 収入事務（滞納整理事務を含む）及び現金等の保管状況
- ⑧ 指摘事項や要望事項等の措置状況

(5) 結果報告書の提出

監査終了後、監査委員の合議のうえ監査結果報告書を作成し、議会及び市長並びに関係機関の長に提出するとともに公表する。

第 2 検査

1 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

(1) 検査方法

あらかじめ指定する検査資料、会計諸帳簿、証拠書類等により、一般会計、特別会計、公営企業会計の各月における現金出納状況を検査する。

(2) 対象部署

会計課（一般会計及び特別会計）
水道課（水道事業会計）
下水道課（下水道事業会計）
市立病院事務局（病院事業会計）

(3) 実施時期

毎月下旬（別表 1 の月別実施計画の日程による）

(4) 重点項目

- ① 検査資料の計数は諸帳簿や収支伝票の計数と一致しているか。

- ② 現金・預金・有価証券保管状況一覧表の金額と現金・通帳・有価証券等の現物と一致しているか。
 - ③ 保管は、最も確実かつ有利な方法により行われているか。
 - ④ 過払、誤払、二重払又は債務発生前に支払をしていないか。
 - ⑤ 誤払又は過渡し等による戻入は適正に行われているか。
 - ⑥ 資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払、口座振替の方法による支出について適正になされているか。
 - ⑦ 資金前渡、概算払等の清算が遅延しているものはないか。
- (5) 結果報告書の提出
 検査終了後、監査委員の合議のうえ検査結果報告書を作成し、議会及び市長に提出する。

第3 決算審査

1 一般会計、特別会計決算審査（地方自治法第233条第2項）

(1) 審査方法

次の各決算にかかる決算調書及び出納検査の結果に基づき、決算書及び附属資料について、計数の照合及び確認を行う。

「令和6年度 泉大津市一般会計歳入歳出決算」

「令和6年度 泉大津市土地取得事業特別会計歳入歳出決算」

「令和6年度 泉大津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算」

「令和6年度 泉大津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算」

「令和6年度 泉大津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」

(2) 対象部署

全部局全課及び所管施設等

(3) 実施時期

令和7年6月～令和7年8月中旬

(4) 重点項目

- ① 違法又は不当な収支はないか。また、出納閉鎖期日後の収支はないか。
- ② 財政運営及び資金収支は健全かつ効率的に行われているか。
- ③ 事務の合理化、経費の節減に努力しているか。

(5) 意見書の提出

審査終了後、監査委員の合議のうえ審査意見書を作成し、市長に提出する。

2 公営企業会計決算審査（地方公営企業法第30条第2項）

(1) 審査方法

次の各決算にかかる決算調書及び出納検査の結果に基づき、決算書及び附属資料について、計数の照合及び確認を行う。

「令和6年度 泉大津市水道事業会計決算」

「令和 6 年度 泉大津市下水道事業会計決算」

「令和 6 年度 泉大津市病院事業会計決算」

(2) 対象部署

水道課（水道事業会計）

下水道課（下水道事業会計）

市立病院事務局（病院事業会計）

(3) 実施時期

令和 7 年 5 月下旬～令和 7 年 8 月中旬

(4) 重点項目

① 違法又は不当な収支はないか。

② 財政運営及び資金収支は健全かつ効率的に行われているか。

③ 事務の合理化、経費の節減に努力しているか。

(5) 意見書の提出

審査終了後、監査委員の合議のうえ審査意見書を作成し、市長に提出する。

第 4 基金運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

1 審査方法

令和 6 年度の各基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているか審査する。

2 対象部署

それぞれの基金運用を所管する課

3 実施時期

令和 7 年 6 月～令和 7 年 8 月中旬

4 重点項目

(1) 違法又は不当な運用はないか。

(2) 財産管理及び基金の運用は、設置目的に従って、确实かつ効率的に運用されているか。

5 意見書の提出

審査終了後、監査委員の合議のうえ審査意見書を作成し、市長に提出する。

第 5 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項）

1 審査方法

令和 6 年度の各比率の算定及びその算定の根拠となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているか審査する。

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 対象部署

総務部財政課

3 実施時期

令和 7 年 7 月上旬～令和 7 年 8 月中旬

4 重点項目

- (1) 法令等に照らし算出過程に誤りがないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。

5 意見書の提出

審査終了後、監査委員の合議のうえ審査意見書を作成し、市長に提出する。

第 6 資金不足比率審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項)

1 審査方法

令和 6 年度の各会計における資金不足比率の算定及びその算定の根拠となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているか審査する。

- (1) 水道事業会計
- (2) 下水道事業会計
- (3) 病院事業会計

2 対象部署

総務部財政課

3 実施時期

令和 7 年 7 月上旬～令和 7 年 8 月中旬

4 重点項目

- (1) 法令等に照らし算出過程に誤りがないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。

5 意見書の提出

審査終了後、監査委員の合議のうえ審査意見書を作成し、市長に提出する。

別表 1 令和 7 年度 月別実施計画

	監査	審査	検査
4月			例月現金出納検査 25
5月		公営企業会計	26日
6月		決算審査 一般・特別会計 決算審査・基金運用 状況審査	24日
7月		財政健全化判断比率 等審査	29日
8月		各審査の意見書作成 意見書を市長に提出	26日
9月			25日
10月	定期監査		28日
11月	事前監査 (本庁、出先機関、学校等)		25日
12月	定期監査に伴う質問		26日
1月	質問への回答		27日
2月	定期監査結果報告書作成 市長、議長等に提出 議会に定期監査結果報告		27日
3月	定期監査結果の公表		27日